

天王寺動物園内施設における広告募集要項

1 募集の趣旨・目的

天王寺動物園では、企業との協働により財源を確保することを目的として、園内の施設を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり広告事業者を募集します。

応募にあたっては、この募集要項に記載された内容をよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、お申込みください。

2 対象施設

(1) 名称

天王寺動物園

(2) 住所

大阪市天王寺区茶臼山町 1-108

(3) 開園時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

(5 月・9 月の土日祝は午後 6 時まで、夏のナイトズー開催時は午後 9 時まで、
秋のナイトズー開催時は午後 8 時まで)

毎週月曜日、年末年始(12 月 29 日～1 月 1 日)は休園

(4) 年間来園者数

平成 31 (令和元) 年度：約 149 万人

令和 2 年度：約 77 万人

令和 3 年度：約 84 万人

令和 4 年度：約 140 万人

3 募集内容

(1) 広告表示場所

旧トラ舎鋼板塀

※掲出場所の位置・規格等については、別紙「広告掲出場所」を参照してください。

※独立した工作物を設置することはできません(既存の施設に添加する広告物のみ可)。

(2) 表示期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日

- ・ 1 ヶ月単位での表示とします。
- ・ 表示希望者は表示期間および表示枠を指定できますが、先着順につき、申込順位によっては希望に添えない場合もあります。
- ・ 台風等により臨時休園している期間も、広告表示期間に含みます。
- ・ 申し出により、表示期間中の広告物の差替えは可能です。

(3) 広告物の規格及び表示

縦 728mm×横 515mm (B2 サイズ) ×8 枠

当園が壁面に設置するポスターボードにより、ポスターを保護した状態で掲出してください。外部照明及び動画仕様は対象外とします。なお、広告物の内容を変更するときは、事前に変更の申出をおこなうものとします。

(4) 規制業種又は事業者

地方独立行政法人天王寺動物園広告掲載要綱第 4 条各号に該当するもの。

(5) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

(4)の規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、要綱に定められた規制の範囲内でその表示等を認めます。

4 広告料

1,000 円／月額・1 枠

※広告料は当園が指定する方法により、指定する期限までに全額入金していただきます。

※当園の責に帰すべき事由が生じたなどの場合以外は入金済みの広告料は返金しません。

5 広告事業者が行う業務の範囲

(1) 広告物等の維持管理

広告枠・広告面の清掃等、常に良好な状態が保たれるよう、日常的に維持管理をしていただきます。

(2) 広告枠・掲載広告の点検

設置・表示中の広告枠及び広告物について、問題がないか日常的に点検していただきます。

なお、点検の結果、問題があった場合は、速やかに修理等の対応をしていただきます。

(3) 広告の表示及び撤去

表示する広告物の内容については、「6 (2) 広告内容の審査」で承認を受けたのち、広告事業者において表示場所へ掲出していただきます。

なお、広告物の表示及び撤去作業については、当園と調整のうえ実施してください。

(4) 表示等にかかるトラブル対応

設置・表示した広告枠及び広告物の内容等についてトラブルが発生した場合は、広告事業者の責任において、全て対応していただきます。

(5) 広告物の表示等を原因とする管理瑕疵事故等の対応及び治療費・慰謝料等示談に要する費用の支払い

広告物の表示等を原因として、管理瑕疵事故等が発生した場合には、広告事業者の責任において、示談交渉等の対応をしていただきます。

なお、その際の治療費及び慰謝料等の示談に要する費用は、全額広告事業者の負担となります。

また、訴訟になった際の対応及び費用についても同様となります。

(6) 事故発生の際の連絡

(5) で記載した事故及び不慮の事故等が発生した場合、速やかに当園に報告し、その後の連絡等については指示に従ってください。

(7) 広告物等の現状報告

損傷状態等、広告物等の現状把握を行う必要があるため、適宜広告物等の状況等について、現状を報告していただきます。

(8) 広告物等の撤去

表示していただいた広告物については、表示期間満了時まで撤去を行い、原状回復していただきます。

(9) その他

上記のほか、広告物の表示等にあたり当園が必要であると認める内容等について協力いただきます。

※(1) から(9) にかかる費用については、全額広告事業者の負担となります。

6 広告の掲載内容及び審査基準

(1) 広告内容の自主審査

広告事業者は、あらかじめ地方独立行政法人天王寺動物園広告掲載要綱及び本要項を遵守しているか否かについて自主審査を行い、抵触している場合は、修正・削除していただきます。

(2) 広告内容の審査

広告事業者において、自主審査いただいた広告物の表示内容については、地方独立行政法人天王寺動物園広告掲載要綱及び本要項に基づき、天王寺動物園において審査を行いますので、表示開始日の3日前(3日前が土曜、日曜、祝日等の場合は、その前平日)までに表示内容を提出してください。

なお、地方独立行政法人天王寺動物園広告掲載要綱及び本要項に抵触すると判断した場合は修正・削除を求めます。これに従わない場合は、提出いただいた広告物の表示は認めません。

万一、広告内容の審査を受けずに表示されているものを発見した場合は、速やかに撤去します。

7 リスクへの対応

主なリスクについては、次表の負担区分を基本として、当園と広告事業者の間で対応するものとします。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		園	事業者
法令の変更	事業者が行う広告事業及び維持管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	広告物等の維持管理において第三者に損害を与えた場合		○
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	契約後のインフレ、デフレ		○
金利	金利変動		○
不可抗力	自然災害等（地震・台風等）による広告物の表示の変更、中止、延期	協議事項	
事業の中止・延期	園の責任による遅延・中止	○	
	第三者の原因による遅延・中止		○
	事業者の責任による遅延・中止		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
申請費用	各種申請費用の負担		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
維持管理費の膨張	広告物等の維持管理経費の膨張		○
表示場所の損傷	事業者による広告物の表示等ならびに維持管理上の瑕疵によるもの		○
表示の不履行	事業者による要項遵守違反		○
損害賠償	事業者が所有する広告物等の不備などの瑕疵による事故		○
広告事業者が所有する 広告物等の損傷 ※	園の運用等を原因とするもの	○	
	不慮の事故によるもの（人為的要素含む）		○

※ 広告・広告枠の損傷リスクについて

- ・表示場所の運用等の変更が原因で、広告事業者が所有する広告物等が損傷した場合は、当園の負担となります。
- ・この場合の当園の負担する費用の範囲は、補修にかかる費用のみとし、広告事業者は、事前に園に補修内容及び見積書を提示し、園の同意を得たうえで、補修を行っていただきます。なお、当園の同意なく広告事業者が補修を行った場合、当園は費用を負担しません。
- ・不慮の事故（人為的要素含む）により、広告事業者が所有する広告物等が損傷した場合は、広告事業者の負担となります。
- ・広告事業者が所有する広告物等の修理及び更新は、広告事業者が行うものとします。

8 申込方法及び広告事業者の決定

(1) 申込受付期間

随時募集しております。

ただし、申込みの締切りは、表示希望月の前月 15 日必着とします。

※持参の場合は平日の午前 9 時 30 分から午後 5 時（正午から午後 1 時除く）

(2) 提出場所

「9 担当」参照

(3) 申込方法

広告掲載申込書を申込受付場所に送付してください。

(4) その他

- ① 申込書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 申込等にかかる費用は事業者の負担とします。

9 担当

地方独立行政法人天王寺動物園 運営課（広告担当）

〒543-0063 大阪市天王寺区茶臼山町 1-108

TEL (06) 6771-8404 FAX (06) 6772-4633

電子メールアドレス unei@tennojizoo.or.jp

天王寺動物園ホームページ <https://www.tennojizoo.jp/>

広告掲載場所



向かって左側がジャガー舎、右側が旧トラ舎です。

掲出場所	旧トラ舎鋼板塀
規格	H728mm×W515mm (B2サイズ) ※天王寺動物園が壁面に設置するポスターボードにより、ポスターを保護した状態で掲出すること
募集枠	8枠 (複数申込も可)
掲出期間	令和5年11月1日から令和6年10月31日 (1ヶ月単位)